

国債補完供給の実施条件の緩和措置の取扱いについて

日本銀行は、国債レポ市場における流動性改善のため、本年1月31日を期限として、国債補完供給の実施条件の緩和措置を実施していますが、本年2月1日以降、各措置について、下記のとおり恒久化または終了することとしましたのでお知らせします。

記

1. 実施要件

従来の取扱い (2008年9月12日以前)	緩和措置の取扱い (2011年1月31日まで)	今後の取扱い (2011年2月1日以降)
原則として、1銘柄につき <u>3</u> 先以上からオファーの実施希望を受けた場合	原則として、1銘柄につき <u>1</u> 先以上からオファーの実施希望を受けた場合	原則として、1銘柄につき <u>1</u> 先以上からオファーの実施希望を受けた場合

2. 1回のオファー当たりの対象先別の応札上限額

	従来の取扱い (2008年9月12日以前)	緩和措置の取扱い (2011年1月31日まで)	今後の取扱い (2011年2月1日以降)
応札総額 の上限	売却予定総額の50%	売却予定総額の100%	売却予定総額の100%
銘柄別の 応札上限	銘柄別の売却上限額の 50%	銘柄別の売却上限額の 100%	銘柄別の売却上限額の 100%

3. 最低品貸料

従来の取扱い (2008年10月14日以前)	緩和措置の取扱い (2011年1月31日まで)	今後の取扱い (2011年2月1日以降)
1%	0.5%	1%

—— 金融市場の情勢等を勘案して、変更することがあり得ます。

以 上